

学校生活のきまり

大阪府立久米田高等学校

次の各項目は、生徒の基本的な生活基準を示したものであって、その精神をよく理解し、本校生としての誇りを失わず、規律ある充実した学校生活を送るよう努めなければならない。

(1) 服装

- ア. 服装は質素・清潔・端正で華美にならないよう心掛けること。指定された制服を勝手に手を加え変形改造してはならない。改造した場合、再度購入してもらおう。また、改造した制服は卒業時まで、指定外の衣服を着用の場合には一定期間預かることとする。
- イ. 各制服の着用時期は特に指定しない。
- ウ. 次の日はブレザー及び白カッターシャツ、ブラウスを着用すること。
 - ①入学式・卒業式
 - ②その他、特に学校が指定する日

男子制服

本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツを着用する。

女子制服

本校指定のブレザー、スカート、スラックス、カッターブラウスを着用する。
(スカート丈は、膝頭の真中のラインを基準とする。)

セーター及びカーディガン等の上着

男女とも、本校指定のセーター及びカーディガン・ベストを着用する。

防寒具

登下校中は認めるが、教室内での着用は禁止する。又、中には必ず本校指定のブレザーを着用する。
(ニット類、ブレザー内に着用してはならない。)

その他

頭 髪…常に清潔感があり、華美でない髪型とする。

激しい刈り込み等の奇抜な髪型、パーマ、毛染め、脱色などは、厳禁する。

履 物…通学靴は特に指定しない。ただし草履(スリッパ)は禁止する。

化粧やピアス等はしないこと。

(2) 通学

本校周辺の幹線道路は交通量が多く非常に危険である。交通ルール・マナーをよく守り、安全に留意して交通災害の被害者となることはもちろん、加害者とならないよう心がけること。

本校では単車及び自動車による通学は、厳しく禁止している。なお、自転車通学については学校の許可を得なければならない。万が一、登下校時に交通事故にあった場合や校外において補導を受けた場合は、すみやかに担任及び生徒指導部へ届け出ること。

[自転車通学の許可について]

生徒指導部の許可を受けた者は自転車ステッカーを所定の部分に取り付けた自転車に限り利用できる。利用者は公共の自転車置き場と同様に、マナーをよく守り整理整頓して、他人に迷惑をかけることのないように指定された場所に置くこと。

(3) 時間の厳守

学校生活においては、将来の社会生活のためにも常日頃から時間を守ることを心がけること。始業時間は年間を通して8時35分であるが、駆け込み登校などしないよう余裕をもって登校すること。なお、始業時と終業時のホーム・ルーム（SHR）で、かならず出欠の点呼を受けなければならない。下校時間は次のように定めている。

通常の授業日	17時00分	下校完了
考査1週間前の授業日	17時00分	下校完了
考査前日・考査期間中	16時00分	下校完了
長期休暇中	17時00分	下校完了

部活動等で顧問の付添いがあった場合、活動時間の延長を認められているが、19時までには下校すること。また、早朝練習も認められているが、始業時間には遅刻しないこと。（なお、校内には7時より早く立ち入らないこと。）

(4) 所持品の管理

- ア. 貴重品、金銭は常に身につけ管理に十分留意すること。教室、更衣室には絶対に置かないこと。
- イ. 紛失・盗難のあった場合は、すみやかに担任を通して生徒指導部に届け出る。また、拾得の場合は生徒指導部に届け出ること。
- ウ. 生徒相互間の物品等の販売は厳禁する。
- エ. 個人ロッカーには各自で施錠をして管理すること。

(5) 携帯電話について

授業中において、使用したり着信音が鳴ったりした場合は「預かり指導」となる。また、使用する場合は公共のマナー・ルールに従い、特にSNS等の使用に関しては十分に注意すること。

(6) 校内の美化と施設、備品の尊重

- ア. 各人は、校舎をいつまでも美しく保つ義務責任がある。全員協力して、学校環境の美化に努力する。万一誤って公共物を破損した場合は、すみやかに担任及び関係職員に届け出ること。
- イ. 校舎内は、学校指定の校内履きを使用すること。学校そなえつけのスリッパの無断使用は禁止する。また、スリッパのまま運動場へ出てはならない。

(7) 光熱水費の節約

電気・水道等の無駄遣いをしないよう心掛けること。また、校内のコンセントは無断で使用しないこと。

(8) 掲示・文書配布等の広報活動について

- ア. 学級担任または部顧問の指導をうけること。
- イ. 掲示場所については、生徒会の指示に従うこと。
- ウ. 教室内については、当該教室管理教員の指示に従うこと。

(9) その他

喫煙、飲酒、窃盗、単車通学、暴行傷害、対教師暴言・暴力、考査不正行為、授業妨害、迷惑行為、祭礼時の花寄せ行為、その他学生の本分を逸脱した行為等のあった場合は、厳重に指導する